

岩手大学教育学部附属学校教員の任期に関する規則

平成29年 5月25日 制 定

令和元年 5月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学教育学部附属学校教員の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期を定める教員)

第2条 任期を定める附属学校教員は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条に規定する附属学校教員とし、地方自治体の教育委員会との人事交流で適任者が得られない場合に採用される者に限るものとする。

2 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

3 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲で更新することができる。

4 前項により、引き続き雇用する場合であっても採用から5年（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項の規定により通算契約期間に参入しないこととされている期間を除く。）を経過する日までの範囲内とする。

5 前2項の規定にかかわらず、任期の末日は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第24条に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日を超えないものとする。

(選考)

第3条 前条の規定に基づき教員を選考する場合は、国立大学法人岩手大学職員採用規則第6条に定めるところによる。

(同意)

第4条 第2条の規定に基づく採用により労働契約を締結する場合は、当該教員から別紙様式1による同意を得なければならない。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式1（第4条関係）

同 意 書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

氏 名 印

私は岩手大学教育学部〇〇〇〇（注）に就任するに際し、岩手大学教育学部附属学校教員の任期に関する規則第2条の規定に基づき、下記のとおり任期を定めて採用されることに同意いたします。

記

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

（注）〇〇〇〇部分には組織名及び職名を記入する。